

(別紙1)仕様書

1 主催 静岡県

2 対象者 県内在住者

3 業務概要

(1)趣旨

悩みを抱えていても誰にも相談できず、抱え込み続けてしまうことで、うつ病等を発症し、自ら命を落としてしまうおそれがある。

自殺を未然に防ぐために、日頃から、家族、友人、職場の同僚等周囲の人が、悩んでいる人のSOSのサインに早期に気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る「ゲートキーパー」ちしての役割を意識していただくことが重要である。

そこで、動画配信サイト上の動画広告を活用し、本県の自殺相談窓口である「うちあけダイヤル」を周知する情報発信を行うとともに、特に自殺リスクが高まっていると考えられる10代の若者及び働き盛り世代と言われる中高年の方に対し、周囲の人がゲートキーパーとしての役割を意識することを訴えかける動画を新たに制作し、当該世代の自殺リスクの低減を目指す。

(2)動画広告について

- ・ 広告動画は、県が制作した動画を使用する。
- ・ 配信先は、YouTube及びTVerとする。
- ・ 広告の合計表示回数は、YouTubeは100万回程度、TVerは20万回程度とする。
- ・ 配信期間は、9月(自殺予防週間)、3月(自殺対策強化月間)の2か月間とする。

(3)ゲートキーパー啓発動画について

- ・ 動画は、「10代の若者向け」、「働き盛り世代(中高年)向け」の2本を制作する。
- ・ 動画尺は3～5分程度とする。
- ・ 動画は、世代毎に異なる特徴や自殺リスクが存在することを説明しつつ、静岡県が発行するゲートキーパー手帳等の内容に準じた構成とする。また、アニメーションや平易な言葉などを有効に活用し、世代を問わず多くの方に視聴いただけるようなものとする。
- ・ 動画の最後に本県の自殺予防啓発サイトである「静岡県うちあけダイヤル」を音声及びテロップで案内すること。検索ワードは「静岡県 うちあけダイヤル」とする。

「静岡県うちあけダイヤル」

<https://www.pref.shizuoka.jp/area/2022/>

(4)業務実施に当たっての留意事項

- ・ 動画の内容・構成等については、県と協議の上、制作すること。
- ・ 実写形式の動画については、必要に応じロケーション撮影を行う。
- ・ その他細部についても、県と協議の上、決定すること。

4 成果物の提出

上記3(3)の内容の履行を証明できるもの(電子媒体)を成果物として静岡県に提出すること。その提出期限は静岡県の指示によるものとする。

5 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に静岡県に対して書面にて、再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

6 個人情報の取扱い

個人情報保護法及び静岡県個人情報保護条例、静岡県情報公開請求条例等の関係法令に基づき、適切に取り扱わなければならない。

7 本事業は厚生労働省の令和5年度「地域自殺対策強化交付金」を活用して実施する予定であるため、次の点に留意すること。

- (1) 受託事業が契約期間内に完遂できること。
- (2) 事業の実施状況や実績について、国の会計検査の対象となること。
 - ・総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。
 - ・労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿類を整備していること。

8 契約限度額

3,500,000円 上限(税込)

9 その他留意点等

- (1) 複数の企画提案は認めない。
- (2) 企画提案は、本事業の目的に沿うよう留意すること。
- (3) 企画提案に係る一切の経費(プレゼンテーションに係る経費を含む。)は提案者の負担とする。
- (4) 企画提案は実施可能なものであり、原則として提案側で管理運営すること。
- (5) 契約により生じる著作権その他一切の権利は委託者に帰属する。
- (6) 契約候補者選定後、協議の上、契約を締結するが、選定された企画提案の内容は、契約限度額の範囲内で修正をする場合がある。
- (7) 提出された企画提案書その他の書類は返却しない。
- (8) 業務遂行上必要な資機材及び材料は受託者が用意すること。
- (9) 業務遂行上必要な許可等の調整は受託者が行うこと。

(別紙2) 応募について

(1) スケジュール 応募者の状況により変更する場合がある。

県(障害福祉課精神保健福祉室)ホームページによる公告開始	令和5年6月30日(金)
質問書の受付期限	7月10日(月)午後4時必着(メールのみ)
質問書の回答	7月11日(火)までにメールで回答
参加表明書(2部)、応募申込書(5部)の提出期限	7月13日(木)午後4時必着(郵送又は持参)
第1次審査(書類審査)	7月14日(金)不合格者のみに連絡
第2次審査(プレゼンテーション)	7月20日(木)詳細は別途通知
選考・採用業者の決定・選定結果の伝達	7月25日(火)

(2) 参加表明書、応募申込書、業務計画書、企画提案書及び見積書の提出方法

ア 参加表明書(様式第1号) 2部(正本1部、写し1部)

イ 応募申込書(様式第2号) 5部(正本1部、写し4部)

ウ 業務計画書(様式第3号) 5部(正本1部、写し4部)

エ 企画提案書(様式は任意) 5部

大きさは日本産業規格A4とする。日本産業規格A3を用いる場合は、A4に折りたたむこと。企画提案書は正本及び写しは原則としてカラーとし、製本はステープラ留めすること。

オ 見積書(様式は任意) 5部(正本1部、写し4部)

あて名を静岡県知事とし、業務の名称の記載及び代表者の記名押印があるもの。業務内容ごとに見積金額の内訳を記載すること。

なお、発行責任者及び担当者が記載されている場合は押印を省略できることとする。

カ 作成に用いる言語等 言語は日本語、通貨は日本円とする。

キ 企画提案書の無効 提出された書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は、無効とすることがある。

(3) 質疑と回答

質疑がある場合は、質問書(様式第4号)をメールにて送付すること。

(別紙3) 選定について

(1) 第1次審査(書類審査)

- ア 審査方法 委員会事務局(障害福祉課)にて書類審査を行う。
- イ 審査基準 要項、趣旨、形式等の項目を審査する。
- ウ 結果通知
不合格と認められた場合のみ令和5年7月14日(金)までに結果を通知する。

(2) 第2次審査(プレゼンテーション)

- ア 審査日時 令和5年7月20日(木)
1 提案者あたりの所要時間は、説明15分以内、質疑応答約10分とする。
- イ 審査場所 静岡市内
集合時間等は、各応募者に別に連絡する。
- ウ 審査方法
応募者によるプレゼンテーションを「令和5年度静岡県自殺対策Webメディア活用情報発信事業委託先選定委員会」の委員4名が審査する。
- エ 審査基準 別添「第2次審査 審査表」に基づき審査する。

(3) 委託先候補者の選定

- ア 第2次審査(プレゼンテーション)の合計点による順位のみではなく、委託先としての適否に係る委員の意見交換を踏まえ、出席した委員の賛同をもって委託先候補を決定する。
- イ 選定結果は、全ての企画提案者に文書により通知する。

第2次審査 審査表

項目	具体的な観点	評価点
1 団体に関する事 こと	・インターネット動画広告や啓発動画制作等の実施実績があり、当該業務を実施するノウハウを有しているか。	5・4・3・2・1
	・事業実施に当たって管理運用ができる人員が確保されているか。	5・4・3・2・1
2 業務内容に関する こと	・インターネット動画広告や啓発動画制作業務に対する考え方、重視している点は適切か。	5・4・3・2・1
	・新たに制作する動画の趣旨が伝わりやすい構成となっているか。	10・8・6・4・2
	・仕様書に示す以外の独自工夫が効果的なものとなっているか。	5・4・3・2・1
3 意欲や熱意に関する こと	・業務の実施に対する意欲や熱意が認められるか。	5・4・3・2・1
4 収支計画に関する こと	・見積書は適切に積算され、安定した業務運営を期待できるか。	5・4・3・2・1
5 その他	・持続可能な開発目標（SDGs）に資する取組等を行っているか。	5・4・3・2・1
合計点（45点満点）		

各項目を5点又は10点満点で評価

評価点	採点基準
5又は10	特に優れている（委託の趣旨以上の効果が期待でき、特に評価できる）
4又は8	優れている（委託の趣旨以上の効果が期待できる）
3又は6	普通（委託の趣旨に合致している）
2又は4	劣る（委託の趣旨を一部満たしていない）
1又は2	著しく劣る（委託の趣旨を満たしておらず、効果を期待できない）